

平成30年壮警町議会第7回臨時会を、次のとおり招集する。

平成30年11月27日

壮警町長 佐藤 秀敏

記

1 期 日 平成30年11月30日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて
- (2) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○応招議員（8名）

1番 佐藤 恣 君

3番 毛利 爾 君

5番 真鍋 盛 男 君

8番 長内 伸 一 君

2番 菊地 敏 法 君

4番 森 太 郎 君

6番 加藤 正 志 君

9番 松本 勉 君

○不応招議員（0名）

平成30年壮瞥町議会第7回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成30年11月30日（金曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第56号ないし議案第58号について

○出席議員（8名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志
8番	長内	伸	一	君	9番	松本		勉

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君	
副町	長	杉村	治	男	君	
教育	長	田鍋	敏	也	君	
会計管理者						
		小松	正	明	君	
税務会計課長						
総務課長（兼）		作田	宏	明	君	
総務課参事	上	名	正	樹	君	
住民福祉課長	庵				匡	君
住民福祉課参事		阿部	正	一	君	
経済建設課長		工藤	正	彦	君	
経済建設課						
		齊藤	英	俊	君	
参事（兼）						
生涯学習課長		齋藤	誠	士	君	
選管書記長（兼）		作田	宏	明	君	
農委事務局長（兼）		齊藤	英	俊	君	
監委事務局長（兼）		小林	一	也	君	

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林	一	也	君
---------	----	---	---	---

◎開会の宣告

○議長（松本 勉君） ただいまから平成 30 年壮瞥町議会第 7 回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
6 番 加藤正志君 8 番 長内伸一君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（松本 勉君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日 1 日間と決しました。

◎議案第 56 号ないし議案第 58 号

○議長（松本 勉君） 日程第 3、議案第 56 号ないし議案第 58 号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（杉村治男君） 本日の臨時会に提出いたします議件は、議案第 56 号から議案第 58 号までの 3 件であります。その内容についてご説明申し上げます。

議案第 56 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3

項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 30 年度壮警町一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 40 億 8,222 万 2,000 円に歳入歳出それぞれ 108 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40 億 8,330 万 2,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 30 年 11 月 12 日となります。

事項別明細書、歳出から説明をします。6 ページです。総務費、総務管理費、一般管理費で 63 万円の追加となります。役場庁舎等維持管理経費となりますが、庁舎空調機器の点検により 1 階、2 階系統の屋外機の冷媒ガス漏れと信金棟室外機のサーミスタにふぐあいが発見されたため、冬期間の暖房に支障を来すことから緊急に修繕を行う経費の計上となります。

テレビ難視対策費で 45 万円の追加となります。地上デジタル放送設備において、壮警テレビ中継放送所の送信空中線に特性異常のふぐあいが確認され、詳細の緊急調査が必要であるとの通知を受けたため、調査、点検に要する経費を計上するものであります。

歳入では、地方交付税で 108 万円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲ですので、説明は省略をします。

議案第 57 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例となりますが、こちらは平成 30 年 8 月 10 日付の人事院勧告に基づき所要の改正を行うものであります。

条文としましては、4 条建ての条文となりますが、改正内容は期末手当の乗ずる率を 100 分の 5 引き上げることの改正となります。

附則で、この条例は公布の日から施行すること、第 2 条と第 4 条は平成 31 年 4 月 1 日からの適用、第 1 条と第 3 条は平成 30 年 4 月 1 日からの適用となり、遡及適用となる部分については期末手当の内払いみなし規定を定めているものであります。

別に新旧対照表を配付しておりますので、こちらは後ほどごらんください。

議案第 58 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。こちらも先ほどと同様、平成 30 年 8 月 10 日付の人事院勧告に基づき所要の改正を行うものであります。

内容としましては、2 条建ての条文となりますが、改正内容は当直手当を 200 円引き上げること、勤勉手当の乗ずる率を 100 分の 5 引き上げること、管理職手当の条項について文言の整理と乗ずる率を改めること、また期末手当の乗ずる率を改める改正となります。

附則で、この条例は公布の日から施行すること、第 2 条は平成 31 年 4 月 1 日からの適用となり、第 1 条は平成 30 年 4 月 1 日からの適用となり、遡及適用となる部分につきましては給与の内払いなし規定を定めるものであります。

こちらも別に新旧対照表を配付しておりますので、こちらは後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上が臨時会に提案いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第 3 のうち、議案第 56 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。

5 番、真鍋盛男君。

○5 番（真鍋盛男君） 役場庁舎の空調設備の修理代ということで、ことし年頭にもだけけれども、暖房がきかなくて修繕しています。これとの因果関係はないのかなという質問です。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

昨年というか、昨年度の部分での修繕につきましては、機械室の横にある室外機の圧縮機の交換でございました。今回は、そのガス冷媒の配管関係の部分でガス漏れが起きているという形ということになってございますので、建ってから 10 年ほど経過していますので、その辺の経年劣化なのかなというふうに考えてございます。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） ただいまの件に関連するのですがけれども、毎年、例えば今の答弁の中に 29 年度ですね、あれは冬でしたから。そして、今年度、30 年度にもやはり役場庁舎に限らず、いろいろな施設の点検整備の経費が計上されております。その中で、この庁舎空調機器の点検はいつしたのか。多分私の記憶では、いつしたかわかりませんが、11 月の中旬ですか、22 日ころだったと思いますけれども、ここで子ども議会があったとき、いや、寒いのだということ役場の職員の方から聞いたことがあります。ですから、この点検をいつしたかによって、せっかくやるのであれば、こうやって専決処分でもなく、もっと早く点検をやっていると発見できたのではないかなと、そんな気がしてな

らないものですから、この点検はいつ実施したのかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

今回の点検につきましては、毎年定期点検をやってございますが、冬の暖房を使う時期の前に実施してございまして、10月過ぎ、10月に入ってから実施をしているところでございます。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） テレビ難視対策費についてご質問したいと思います。これは提案理由の説明の中にもありましたけれども、中継放送所の送信空中線の特性異常ということで、その調査、点検の費用と。これは民報各社、それからNHKがあって、その部分の中で経費の負担割合という部分の中で45万と出てきたのかなと思いますけれども、この調査、点検ということなので、その結果例えば中継放送所等のふぐあいが発生して修繕等が想定された場合、この負担割合も含めて、内容にもよるとは思います。その経費等についての検討というのはあったのかどうか、その点についてお伺いしておきたいとします。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

提案理由説明にもございましたが、送信空中線の特性異常という形で、高階山に設置している放送所という形になりますが、この部分がNHK発注で工事していた際に空中線の特性値、抵抗値なのでしょうけれども、その辺がNHKが4月に定期点検していたときの値と10月に今回その送信所に行ったときの工事の際にはかった数値が乖離していたと。それが4月には43メガオウムだったものがたまたま10月の工事の際にしたときに80から500というちょっといろいろな数値がかなり出ていて、適正な値ではないということがわかって、それで基本的にその送信線自体にはさわる工事も何もしていませんけれども、基本的に台風とかの風の影響とか地震の影響ではないかというふうにNHKのほう、アイテックのほうから報告があったということでございます。今回その部分について、このままにしておくとか結局放送のエリアが狭まるとか、そういう形があるので、緊急に調査したいと。ただ、通常のテレビを放送しているときに作業はできないと。結局テレビが映らなくなってしまうものですから、できないということで11月の26日、この日の夜中、放送が1回切れるという形もありまして、その辺で行うという形で連絡が来たところでございます。その中で、今回調査した結果、調整で基本的におさまったと。それで、数値が適正な値におさまったという形で、今後その部分については費用等の修繕とかはかからないという形で報告は受けているところでございます。今回の補正につきましては、協定書を結んでいるわけですが、その中でその施設の部分についてはNHKが2、壮警町が5という比率で協定書を結んでございますので、そのうちの費用を払ったと、今回補正させていただきますということでございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 56 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 3 のうち、議案第 57 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 57 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 3 のうち、議案第 58 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） この条例のことについては、私は異議ありませんけれども、それに関連して、皆さんの手元にこの条例が、新旧対照表が配られておりますけれども、その中の管理職手当について伺いたいと思います。現行では 100 分の 12 を超えない範囲で定めるとあります。現在の管理職手当は、多分管理職支給に関する規則ですか、それで定めているのではないかと思いますけれども、どのような形で、そして 100 分の 12 を超えな

い範囲ということは11ということもあり得るのですけれども、満度の12で支給しているのかどうか、これについて最初に伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

この部分につきましては、議員おっしゃられたとおり12という形になっている、100分の12と。それと、職員の平均給料月額という形の100分の12を超えない範囲という形になってございます。その中で、規則であとは金額を定めるということで、金額については定額制になってございますので、それは12は超えてございません。その率で計算をしている形ではございません。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） それでは、続けてお伺いしたいのですけれども、今平均給料月額、これに基づいて規則の中では課長が月額3万5,000円、そして課長補佐はたしか2万3,000円でないかと思うのですけれども、それぞれの平均月額は、この3万5,000円の平均給料月額は幾らをもとにしてこの3万5,000円、また2万3,000円という数字が出てきたかについて伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時21分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

管理職手当の定額化につきましては、平成19年に実施したものでございまして、そのときの平均給与額、当時の課長職及び課長補佐職の部分で算定をしております。そのときの平均給与月額につきましては、平成19年当時ですけれども、43万6,688円、課長補佐につきましては37万5,650円でございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 平成19年度というと、現在平成30年ですので、十数年前と言っても過言でないと思うのですけれども、そのときの、平成19年度当時の管理職の年齢構成だとか、また現在の年齢構成によって大分違っているのではないかと思うのです。それで、なぜこの19年度の平均給与月額で計算するのか、ちょっと私には今聞いて理解できないのですけれども、やはり直近の給与月額平均を出して、その当時と現在は給与体系も変わってきていると思うのです。そういう面で、これをこのまま続けていくのか、また現在の計算で支給するのかについて、どのようなお考えを持っているか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 現在まで運用してきた規則に基づいて運用してきたものについては、今総務課長が答弁したとおり平成 19 年のころの改正によってずっと続いてきたということであります。年齢構成も当時とは大分変わっておりますし、また給料表の取り扱いも大分変わっております。その中で、いつまでもこの平均でという考え方はどうなのかなというところがあって今回改正をさせていただこうということで、文言の整理をさせていただきたいということで提案をさせていただきました。

うちの規則の中で出している課長職で 3 万 5,000 円、それが本当に適正、どこが適正かというのは非常に判断が難しいところなのですが、他の胆振管内の町村と比較してどうなのかなというところをもって見ていったときに平均で、壮瞥町を除いてほかのまちの支給額を平均するとおおむね 5 万 1,000 円程度になっています。また、補佐職については壮瞥町を除いて平均すると一応 3 万 5,000 円程度になっているということを含めて、一定程度の改善もやはり必要かなということで判断をさせていただきました。これには組織としてのあり方、また管理職としての役割分担などの職責等も考えたときには、今現在とは平成 19 年当時とも状況は変わっていますから、組織体制のあり方も含めて今後一定程度の改善を図りながら運用していきたいということで、平均給与のというような文言は国もこういった考え方はとっていませんので、それにあわせて運用させていただきたいということで提案をさせていただいているものであります。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 58 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松本 勉君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成 30 年壮瞥町議会第 7 回臨時会を閉会いたします。

（午前 10 時 26 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員